

議事要旨(1)企業会計基準公開草案「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」について

石川研究員より、資料 審議事項(1) -1「『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）』及び『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）』の公表」により、公開草案の公表スケジュール及び今改正の概要、並びに、資料 審議事項(1) -2「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」についての、第 104 回企業会計基準委員会（平成 18 年 5 月 12 日）からの変更箇所について以下の説明がなされた。

(1) 表スケジュールについて、本日の議決で公表の承認がされた場合には、公表日を平成 18 年 6 月 16 日とし、コメント募集期間は平成 18 年 7 月 5 日までとする。コメント期間が従来より短い、これは今改正が会社法の規定への対応であり会社法が既に施行されていること、改正が限定的であること、及び現在公表中の他の会社法関連公開草案と時期をあわせての確定版の公表をめざしていることによる。

(2) 改正案の概要は以下である。

① 自己株式の消却について、改正前会計基準では消却原資を資本剰余金と利益剰余金のいずれとするかは会社の意思決定に委ねることとしていたが、会社計算規則第 47 条第 3 項に合わせその他資本剰余金を優先することとし、また、その結果、その他資本剰余金が負の値となった場合、会計期間末にその他資本剰余金を零とし、その負の値をその他利益剰余金から減額することとした。

② 会社法第 452 条では、株主総会の決議により、剰余金の計数の変更ができることとされた。改正前会計基準では、利益剰余金が負の残高の場合のその他資本剰余金による補てんを認めているが、本公開草案では、その補てんの対象となる金額は、資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止の観点から、年度決算時の残高であることを明記した。

③ 会社計算規則第 37 条において、自己株式の処分を新株の発行と同時に行ったときの資本金等増加限度額などの算定方法が定められたことに対応し、設例を追加した。

(3) 第 104 回企業会計基準委員会からの主な変更箇所は、自己株式処分差損等によりその他資本剰余金が負の残高になっている場合の利益剰余金による補てんに関する結論の背景の記述の変更である。すなわち、第 104 回企業会計基準委員会時の資料では、上記処理の根拠に、その他資本剰余金の負の残高を認めると会社法の資本制度の趣旨を損なう旨を挙げていたが、その他資本剰余金が負の残高であっても法的には分配可能額がその分減少するだけであり、これを根拠として会計上資本剰余金を負の残高とすることを妨げる理由とはならないという専門委員会での意見を反映し、また会社法での資本制度への考え方が旧商

法でのそれと異なっていることも考慮したものである。

本公開草案について、委員等からは特に発言がなかった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正に関しては委員長に一任の上、出席者 13 名全員の賛成により、標記公開草案の公表が承認された。

注：公表が承認された標記公開草案については、

企業会計基準公開草案第 15 号「自己株式及び準備金の額の減少などに関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 17 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」を参照のこと。

以 上